

## 鶴岡市農業委員会第21回西部農地部会議事録

日時 場所	令和元年8月9日(金) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	6番 榎本 新悦 推進委員 11番 佐藤 克久 推進委員
事務局	局長 斎藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 長瀬 かおり 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 斎藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	本日、欠席届は6番 榎本 新悦 推進委員、11番 佐藤 克久 推進委員より提出されています。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第21回西部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は慣例により、議長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議長の方から指名いたします。5番 重松 美鈴 委員、6番 今野 喜好 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>報告第3号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第4号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説明)《報告第4号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議長	報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議長	<p>ないようですので報告事項でもありますので、次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	3条案件でありますので現地調査の報告をお願いします。4番 土岐 推進委員。
4番 推進委員	4番土岐です。鶴12は適正に管理していたので、特に問題はありませんでした。鶴13につきましても、畑としてきれいに管理されて使用されていたので、問題ないことをご報告いたします。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	<p>全員賛成により議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	5条案件ですので、現地調査の報告をお願いします。4番 土岐 推進委員。
4番 推進委員	4番土岐です。先日事務局と佐藤推進委員と現地確認してまいりました。転用届ということでしたがすでに転用してありましたのでご報告いたします。

議 長	事務局、詳しく説明してください。
事 務 局	平成10年頃より鳥海採石工業が転用許可を得てダンプの仮置き場で使用していましたが、今年に入り濁水流出があつて問題になり、沈澱池が必要になり、無断で掘削して使用していたものです。当初は短期間借りるつもりでいたのが、今に至ってしまい、今回鳥海採石工業ではどうしてもこの土地が必要になり許可申請を提出したものです。現状、沈澱池として使用されています。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 9番 菊地推進委員
9番 推進委員	9番菊池です。すでに転用済の件を受付けたということによろしいですか。
事 務 局	過去にこの農地の分の転用の申請は出されていません。
9番 推進委員	無断転用したところの許可申請を受け付けたということですか。
事 務 局	鳥海砕石工業からは申請とともに顛末報告書を提出していただいております。事務局として無断で転用していたことに気づかなかつたこともありますし、本土池以外に代替地がないということで、追認する形にはなりますが、他の農地に影響を及ぼさず、許可可能な農地ということで申請を受け付けました。
議 長	いかがでしょうか。9番菊地推進委員。
9番 推進委員	9番菊池です。私の記憶では平成18年頃にはそこから出る泥水は問題になっていました。申請して許可されているはずですが。この許可はいらぬのではないですか。
議 長	暫時休憩いたします。
	( 休憩 13:20～13:45 )
議 長	議事を再開します。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第2号にかかる農地については、追認であったとしても転用許可が必要な農地となります。事業者からは今後は違反転用を行わない等の誓約書を提出させているほか、地元の田川地区とも良好な関係であること、他の農地に影響を及ぼさないなど転用許可可能な農地であります。 許可申請を行う前から転用をしてしまった違反転用ではありますが、これまでの違反転用のケースと同様に、原状復帰等の処分は行わず、嚴重注意のうえで許可するのが相当と思われまふ。
議 長	事務局からの説明どおり、嚴重注意の条件を附しての許可が相当と判断されます。 質疑を終結し採決に入ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案通り決しました。

議 長	続きますして議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第3号 農地利用集積計画(案)について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第3号 農地利用集積計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
議 長	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第3号は原案通り決しました。 以上をもちまして本日の審議を全て終了します。 次に、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明)《農業者年金の裁定請求について》
議 長	質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようでしたら、これをもちまして第21回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後2:30
	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 重 松 美 鈴 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 今 野 喜 好 _____</p>